

令和元年5月31日

放送大学学園
理事会 御中
評議員会 御中

放送大学学園

監事 三島良直

監事 石井尚子



平成30会計年度放送大学学園監事監査報告書

私立学校法（昭和24年法律第270号）第37条第3項及び放送大学学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第16条の規定に基づき、業務及び財産の状況等について監査を実施した結果、下記のとおり認められる。

記

1 監査結果の概要

(1) 監査の方法と概要

監事は、放送大学学園監事監査要綱及び予め定められた監査計画に従い、理事会、評議員会等の会議に出席するほか、事業の報告を聴取し、業務の実施状況についての関係書類及び決裁書類等を閲覧し、本学園本部及び8学習センターについて業務及び財産の状況を調査した。

また、会計帳簿等の調査を行うとともに、寄附行為第30条第2項に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を確認した。

(2) 監査の結果

① 業務の監査結果

放送大学学園における大学の運営、放送の実施、施設設備の整備及び広報活動等の業務については、本学園の設置目的に沿い、法令その他の定め及び予算に従って、適正に執行されていることを認める。なお、業務報告書は、本学園の状況を正しく示しているものと認める。

② 会計の監査結果

財産目録及び財務諸表は、会計帳簿の記載と一致しており、法令及び放送大学学園会計基準に準拠し、本学園の財産及び損益の状況を正しく表示しているものと認める。

2 臨時内部監査について

生涯学習支援番組の制作にあたり、学園の会計規程等による所定の手続きが得られないまま制作が行われていた案件があり、臨時内部監査において業務面及び会計面の観点から調査を実施したところ、不適切な処理等が判明した。

3 決算対応について

特別講義の制作取り止め及び教員免許更新講習科目の番組制作期間の年度超過による国庫補助金返還並びに教員の異動に伴う科学研究費の送金手続きに誤りがあったことによる移管先への返還請求対応等が必要となることが判明した。

4 是正又は改善を要する事項

定期監査の結果としては、特段の是正や改善を要する事項は見受けられないものの、臨時内部監査を受けての改善を要する事項としては、会計規程等に基づいた番組制作が行えるよう、業務フローの可視化、ルール of 明確化・統一化を図り、進捗状況の確認や関係者間で情報共有を行うなど、可及的速やかに業務推進体制についての見直しを図り、不適切な処理の防止に努めることが必要である。

また、決算対応については、今後、事務的なミスが発生しないよう、研修の実施や制作状況・スケジュール・予算執行管理の徹底を図り、適正化に向けた業務推進体制を構築することが必要である。

以 上